

## 建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）

令和7年12月17日 7農振第2167号  
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長、  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて  
(国土交通省北海道開発局農業水産部長は参考送付)

官公需における価格転嫁策の強化について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）」に、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映することが明記されたところである。

このため、建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて、別紙のとおり試行することとしたので、遗漏なきよう対応されたい。

建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の  
変更の取扱いについて（試行）

1 対象となる業務について

令和8年度以降に新規契約となる建設コンサルタント業務等（調査、測量、設計）を対象とする。

2 適用スライド

（1）工事請負契約書第26条第1項から第4項（以下「全体スライド」という。）、同条第6項（以下「インフレスライド」という。）に準拠する。

ただし、試行にあたっては、賃金水準又は物価水準の変動による業務費の変更額（以下「スライド額」という。）は、5 業務費の変更及び6 残業務量の算定（試行案）に基づき算定した変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。）との差額のうち、全体スライドに準拠する場合は変動前残業務費の1000分の15を超える額、インフレスライドに準拠する場合は100分の1を超える額に限るものとし、その額を超えない場合には適用の対象としない。

ア 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。

イ 発注者又は受注者は、アの規定による請求があったときは、変動前残業務費と変動後残業務費との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

ウ 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

エ アの規定による請求は、この（1）の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、アに「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの（1）に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。

オ 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、ア～エの定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

カ オの場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

キ ウ及びカの協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者がア、オの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（2）全体スライドに準拠する請求は、履行期間が12か月を超える業務かつ3（3）に定める残履行期間が3（2）に定める基準日から2か月以上であること。

（3）インフレスライドに準拠する請求は、3（3）に定める残履行期間が3（2）に定める基準日から2か月以上であること。

（4）発注者及び受注者によるスライドの適用対象業務の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

### 3 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

（1）請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が業務費の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

（2）基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

（3）残履行期間：基準日以降の履行期間とする。

#### 4 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

#### 5 業務費の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による業務費の変更額は、当該業務に係る変動額のうち業務費から基準日における履行済部分に相応する業務費を控除した額から、全体スライドの場合は1000分の15を超える額、インフレスライドの場合100分の1を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$\text{全体スライドの場合 } S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$

$$\text{インフレスライドの場合 } S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：業務費から基準日における履行済部分に相応する業務費を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$$(P = \alpha \times Z, \alpha : \text{落札率}, Z : \text{官積算額})$$

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$\text{全体スライドの場合 } S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$

$$\text{インフレスライドの場合 } S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：業務費から基準日における履行済部分に相応する業務費を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相

当する額

( $P = \alpha \times Z$ 、 $\alpha$  : 落札率、 $Z$  : 官積算額)

- (4) スライド額は、直接人件費（技術者単価）、材料費、機械経費、直接経費並びにこれらに伴う間接経費、間接原価及び諸経費、一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

## 6 残業務量の算定（試行案）

- (1) 基準日における残業務量を算定するために行う履行済部分の数量の確認は、作業項目内訳表等の項目に対応して行うものとする。なお、作業項目内訳表等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、特別仕様書等の契約図書で確認できる場合には、履行済部分の数量の対象とできる。
- (2) 作業項目内訳表等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。
- (3) 「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって既済部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により、遅延していると認められる業務量は、増額スライドの場合は、履行済部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、履行済部分に含めないものとする。
- (5) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている業務量についても、基準日以降の残業務量についてはスライドの対象とする。

## 7 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の

物価指数を用いることができる。

#### 8 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

#### 9 契約上の取扱い

入札説明書及び特別仕様書に「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」の試行業務（以下「試行業務」という。）であることを明記する。なお、記載例については参考資料のとおりとする。

## 参考資料

### (1) 入札説明書への記載例

本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）の試行業務である。

なお、詳細については、特別仕様書によるものとする。

### (2) 特別仕様書への記載例

#### 「第〇条 業務スライドの試行」

- 1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とし

た日」とするものとする。

- 6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7) 6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8) 4)及び7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に基づくものとする。